

「銀イオン Ag10 冠王」の効果・効能と原理

「銀イオン Ag10 冠王」は、99.9%純水と電気分解した銀のイオンで出来ています。水道水との違いは、例えば 50m プールの水道水の中には、不純物ドラム缶 3 缶分=600L (塩素・トリハロメタン・ダイオキシン・アンモニア等) 含まれているということです。不純物を取り除く為に、逆浸透膜の純水器に通すと不純物が角砂糖一個分ほどになります。(弊社の純水製造機：オルガノ株式会社資料参照) このように純水は、目薬・食品・ペットボトル飲料水などに使用されており、水道水より安全な水であると分かります。但し純水は塩素が無いと、すぐに腐敗しますが銀イオンのパワーにより3年以上腐敗することがありません。消毒剤・塩素が無い時代は、水の中に銀食器などを入れておくと、飲み水が腐らない事を知っていましたので銀製品を利用していました。

ウイルスには、2種類あり①のエンベロープウイルスは、コロナウイルス・インフルエンザなど酸・界面活性剤・薬剤に弱いウイルスで②ノンエンベロープウイルスは、ノロウイルス・ネコカリシウイルスなど薬剤に強いウイルスです。電気分解水の銀イオンは不安定な状況(プラスに帯電 Ag⁺) に有る為、ウイルス(マイナスに帯電)の酵素と結びつこうとして細胞壁に付着し、ウイルスの細胞壁の核酸(タンパク質)の合成を阻害し分裂できなくなってしまう数十秒で不活化させます。「銀イオン Ag10 冠王」は、日本食品分析センターで大腸菌・黄色ブドウ球菌・ネコカリシウイルスが数十秒で死滅・不活化するデータを取得しましたのでエビデンスがあります。また、床面の P タイル・フローリング・カーペット等は、マイナス(-)イオンなのでウイルス等が乾燥していると浮いている状態になっています。その為、銀イオンを天井に向けて噴霧すると空気中に浮いているウイルス・沈んでいるウイルスもプラス(+)イオンの銀イオンに付き、ウイルスのタンパク質が合成されなくなり、分裂が出来ずに不活化します。

完全防護をしている医者や看護師でもクラスターとして発生していると報道されています。これは、人の手から物・室内の空気感染だと思われます。ウイルスが存在すると思われる場所は、玄関に入り込んだ土やチリ・手摺り・ドアノブ・室内・トイレの鍵・トイレ室内等です。マスコミ等では、三密と騒がれていますが実はトイレが一番の感染源かと思われます。室内では、マスクで唾液・鼻水などの飛沫がカットされています。ところがトイレ内は、マスク・シールド・手袋などはずして用を足していますのでトイレ内は、完全に無防備になっています。もし感染者がいた場合放尿・大便を介して水を流す度に、その人のウイルスが数メートル舞い上がっている状態です。対策としては、トイレに入る前にドア・開けたら天井・壁面(プラスイオンにウイルスが付着)に向けて銀イオン水を噴霧する。室内は、超音波加湿器・ミスト加湿器・ガンスプレーで噴霧すると効果が大きいと思います。加湿器等がない場合は、1~2時間おきに天井・壁面に向けてガンスプレーで噴霧すれば同じ効果が出ると思います。

タブレット端末機・携帯・エレベーターのスイッチなどは、こまめに「銀イオン Ag10

冠王」を直接噴霧して拭くと感染しにくくなると思います。銀行、スーパーのかごなど外出先で手に触れた場合は、必ず噴霧します。買い物後はパッケージ・商品にも噴霧すればより効果的だと思います。

「銀イオン Ag10 冠王」は消臭効果もあります。マスクに付いた唾液は、沢山の種類の菌が発生する為臭いが出ます。その臭いは、「銀イオン Ag10 冠王」を噴霧すると数十秒で消えます。臭いが消えるということは、菌が死滅した証拠である為、一枚のマスクを何日間も使用することができます。アルコールでは、臭いを消すことが出来ません。

消臭効果という面では、去年・一昨年関東でも台風が多かったので家屋が床下浸水になると後日強烈な臭いが発生してその場に人間がいられないくらいの場所に「銀イオン Ag10 冠王」を定期的に噴霧すると臭いが簡単に消えたそうです。その為関東の大手のホームセンターが全店「銀イオン Ag10 冠王」を定番で置くようになりました。

また純水は、水の分子がとても小さいので、水以上に洗浄力が有ります。軽い汚れなら洗剤の代わりに使用することもできます。

「銀イオン Ag10 冠王」の商品名を変えたスペースショット「花粉ブロック リフレッシャー10」は、化粧品としての認可を得ました。（「銀イオン Ag10 冠王」と同じ液体）顔や手に直接使用でき、寝る前に顔に塗ると朝までクシャミをすることが無く、よく眠れるとの事です。但し、化粧品は、医薬品と違い効果・効能を謳うことが出来ませんので、消臭・除菌について表記する事ができません。

※雑貨品の「銀イオン Ag10 冠王」は、食品添加物・医薬部外品・医薬品等の認可を受けていない為、薬機法(旧薬事法)により顔や手肌に使用できると表記する事ができません。

※ 食品添加物・医薬部外品・医薬品の認可を受けるには、数億円の費用と数年掛かります。